

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定により、「静止気象衛星ひまわりの運用等事業」に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表します。

令和6年11月1日
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

静止気象衛星ひまわりの運用等事業

実施方針

国土交通省 気象庁

国立研究開発法人情報通信研究機構

【 目 次 】

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1.	特定事業の事業内容に関する事項	1
(1)	事業名称	1
(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	1
(3)	公共施設等の管理者等	1
(4)	事業目的	1
(5)	特定事業に係る業務の概要	2
(6)	事業方式	3
(7)	事業期間	4
(8)	本事業の実施に要する費用に関する事項	4
(9)	本事業の実施に関する協定等	4
(10)	現行事業で使用している設備を使用する場合の条件	5
(11)	S P C への支援	5
(12)	附帯事業を実施する場合の条件	5
(13)	遵守すべき法令等	6
(14)	事業期間終了時の措置	6
2.	特定事業の選定方法に関する事項	6
(1)	選定基準	6
(2)	選定結果の公表	7
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1.	民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	8
2.	落札者の決定手順及び決定方法	8
(1)	有識者等委員会の設置	8
(2)	入札公告	8
(3)	質問受付	8
(4)	質問回答の公表	9
(5)	第一次審査資料の受付	9
(6)	第一次審査及び審査結果の通知	9
(7)	競争的対話	9
(8)	第二次審査資料の受付	9
(9)	ヒアリング	9
(10)	第二次審査及び落札者の決定	9
(11)	審査結果の公表	10
(12)	基本協定・事業契約の締結	10
(13)	特定事業の選定の取り消し	10

(14) 提出書類の取扱い	11
3. 応募者の参加資格要件等	12
(1) 応募者の構成	12
(2) 応募者の参加資格要件	14
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
1. S P Cの責任の明確化に関する事項	17
(1) 責任分担の基本的な考え方	17
(2) 想定されるリスクと責任分担	17
(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	17
2. S P Cの責任の履行確保に関する事項	17
(1) 契約保証金の納付等	17
(2) 実施状況の監視等	18
(3) 支払いの減額等	18
(4) 地上施設等の変更	18
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	20
1. 地上施設の立地に関する事項	20
2. 地上施設の規模に関する事項	20
3. 土地に関する事項	20
4. 既存アンテナ等に関する事項	20
第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	21
1. 疑義が生じた場合の措置	21
2. 管轄裁判所の指定	21
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	22
2. 事業の継続が困難となった場合の措置	22
(1) S P Cの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
(2) 国等の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	23
3. 融資機関又は融資団と国等との協議	23
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	24
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	24
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	24

3. その他の措置及び支援に関する事項	24
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	25
1. 本事業に関連する事項	25
(1) 本事業の実施に関して使用する言語	25
(2) 提出書類の作成等に係る費用	25
(3) 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表	25
(4) 意見に対するヒアリング	26
(5) 実施方針の変更	26
2. 今後のスケジュール（予定）	26
3. 情報公開及び情報提供	27

別紙ー1 既存アンテナ等の使用について

別紙ー2 本事業における気象庁及びN I C Tによる共同実施スキームについて

様式ー1 実施方針に関する質問書

様式ー2 実施方針に関する意見書

様式ー3 技術説明会参加申込書

資料ーI 業務要求水準書（案）

資料ーII サービス対価の算定及び支払方法（案）

資料ーIII リスク分担表（案）

第 1 特定事業の選定に関する事項

気象庁（以下「国」という。）及び国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）（以下「気象庁」と「NICT」を総称して「国等」という。）は、静止気象衛星ひまわりの運用等事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により財政資金の効率的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この実施に関する方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日内閣府民間資金等活用事業推進委員会）（令和 6 年 6 月 3 日改正）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

1. 特定事業の事業内容に関する事項

（1）事業名称

静止気象衛星ひまわりの運用等事業

（2）事業の対象となる公共施設等の種類

静止気象衛星の衛星管制を行うために必要な施設

（3）公共施設等の管理者等

国土交通大臣 齊藤 鉄夫（国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）第 47 条に基づき国土交通大臣の事務をつかさどる者

気象庁長官 森 隆志）

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 徳田 英幸

（4）事業目的

気象庁は、特に台風など陸上での観測が困難な現象の観測等を行うべく、昭和 52 年の静止気象衛星「ひまわり 1 号」以降順次静止気象衛

星を打ち上げており、現在は「ひまわり 9 号」が運用中、「ひまわり 8 号」が待機中である。これらの「ひまわり」が取得した観測データは、台風や集中豪雨などの監視や台風の進路予測をはじめとした各種の気象警報・注意報・天気予報の基盤として、国民の安全・安心に直結する気象業務の遂行にとって不可欠なものとなっているとともに、アジア太平洋域の 30 以上の国・地域で台風や集中豪雨などによる自然災害防止に重要な役割を果たし、日本の国際貢献としても高く評価されている。

「ひまわり 8 号」及び「ひまわり 9 号」の衛星管制業務及び観測データを受信し気象庁に提供する業務、これらに必要な地上施設の整備・維持管理業務は P F I 事業（以下「現行事業」という。）として実施されており、令和 11 年度末に終了することが予定されている。

今後も軌道上に常時 2 機体制を確保するため、後継衛星である「ひまわり 10 号」の観測運用、「ひまわり 9 号」の待機運用を予定している。

現行事業の実績のほか、既に民間で放送・通信衛星の運用が行われており、衛星の管制業務については民間に十分ノウハウが蓄積されていると考えられることから、極めて公共性の高い業務である静止気象衛星「ひまわり 9 号」及び「ひまわり 10 号」（以下「ひまわり 9 号」と「ひまわり 10 号」を合わせて「本事業衛星」という。）の衛星管制業務について、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、より効率的かつ効果的な業務実施が期待される。

本事業は、「本事業衛星」の衛星管制及び観測データの受信に必要な地上施設の整備・維持管理を行い、これらの衛星管制業務を行うとともに、観測データを受信し国等に提供する業務である。

なお、衛星本体は、国等が別途調達する。

（５）特定事業に係る業務の概要

選定された民間事業者（以下「落札者」という。）は、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定められる株式会社（以下「S P C」という。）を設立し、以下の業務を実施する。

なお、各業務の詳細については入札公告時に示すこととするが、市場との対話のために現時点での要求水準書（資料－Ⅰ）を示す。

① 地上施設の概要

本事業の対象となる地上施設（以下単に「地上施設」という。）は、本事業衛星の衛星管制及び観測データの受信・処理・伝送に必要な施

設及び設備である。

② 地上施設の整備等に関する業務

S P Cは、地上施設の整備等を行う。地上施設については、必ずしも全てについて自ら所有権を有している必要はないが、本事業の事業期間が終了するまで又は本事業衛星の軌道外投棄が終了するまでのいずれか遅い時点（以下「事業期間終了時点」という。）まで、確実に使用権原を確保すること。

なお、S P Cは、(10) に示すとおり、現行事業で使用している設備の一部を引き継いで使用することができる。

③ 地上施設の維持管理等に関する業務

S P Cは本事業の事業期間中、地上施設の維持管理等を行うとともに、必要に応じて地上施設の更新を行う。

④ 本事業衛星の運用に関する業務

S P Cは本事業の事業期間中、本事業衛星の運用に関する以下の業務を行う。

- ・衛星管制に係る業務
- ・気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る業務
- ・通報局資料に係る業務

⑤ N I C Tとの共同実施による業務

本事業において運用するひまわり 10 号は、気象庁の気象センサに加え、N I C Tの宇宙環境センサも同時搭載される計画である。

S P Cは、ひまわり 10 号の運用期間中、本事業で整備した地上施設において、ひまわり 10 号から、気象ミッションデータ（イメージャ、サウンダ、通報局のデータ）及び宇宙環境センサデータを受信し、気象庁及びN I C Tそれぞれに提供を行う。

詳細は、「本事業における気象庁及びN I C Tによる共同実施スキームについて」（本資料別紙－2）に示す。

（6）事業方式

本事業は、S P Cが自らの資金で地上施設の整備及び維持管理を行うとともに、これらを用いて本事業衛星の運用業務を行う。なお、本事業を国有地を使用して実施する場合は、事業期間終了時点の後、建物は

国に無償で譲渡し、それ以外の地上施設については、事業期間終了時点でSPCが撤去するものとし、民有地を使用して実施する場合は、事業期間終了時点後も地上施設は国等に譲渡を行わないものとする。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から令和26年3月末までとする。

なお、国等が実施する事業の要請により、事業期間終了時に本事業衛星の軌道外投棄が終了していなかった場合、本事業衛星の軌道外投棄が終了するまで、国等はSPCに事前に通告することにより、本事業の事業期間を延長することができる。

(8) 本事業の実施に要する費用に関する事項

本事業は、いわゆるサービス購入型によって実施するものとし、SPCが本事業を実施するにあたり要する費用を、国等が事業契約に基づき、本事業衛星の運用等事業を開始してから事業期間終了までの期間にわたり支払うこととする。なお、サービス対価の支払の詳細については、入札公告時に示すこととするが、市場との対話のために現時点でのサービス対価の算定及び支払方法（資料－Ⅱ）を示す。

(9) 本事業の実施に関する協定等

国等は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。

① 基本協定の締結

国等は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、「基本協定書（案）」については入札公告時に示す。

② 事業契約の締結

国等は、SPCとの間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定める事業契約を締結し、SPCは、実施方針、入札説明書、落札者が提案した事業内容及び事業契約書の定めるところにより本事業を実施する。なお、「事業契約書（案）」については入札公告時に示す。

③ 引継ぎ協定の締結

国は、S P C 及び現行運用事業者との間で、現行事業にて運用しているひまわり 9 号の運用を本事業に引き継ぐため、引継ぎ事項を定める引継ぎ協定を締結する。なお、「引継ぎ協定（案）」については入札公告時に示す。

また、現行事業でひまわり 9 号用に使用している設備の一部について、本事業に引き継いで使用する場合は、これに要する引継ぎ事項についても引継ぎ協定に含めて締結することを想定している。

(10) 現行事業で使用している設備を使用する場合の条件

本事業では、現行事業で使用している設備の一部（以下「既存アンテナ等」という。）を使用し、本事業衛星の衛星管制や観測データの受信等の業務を行うことができるものとする。

既存アンテナ等は、現行事業の終了予定日である令和 12 年 3 月末日まで現行運用事業者が所有しているため、既存アンテナ等を本事業で使用する場合、S P C は、現行事業が終了し、S P C によるひまわり 9 号の運用が開始される日に、既存アンテナ等を現行運用事業者から譲り受け、既存アンテナ等を所有するものとする。

なお、本事業における既存アンテナ等の使用は、民間事業者の自主的な提案によるものとし、既存アンテナ等の使用に係る責任は、民間事業者が負担することを前提とする。

既存アンテナ等を使用する場合の条件については、「既存アンテナ等の使用について」（本資料別紙－1）によるが、今後の検討によっては、その使用条件を見直す可能性がある。

(11) S P C への支援

S P C は、ひまわり 10 号の運用について、ひまわり 10 号の衛星メーカーから運用訓練等の支援を受けることができる。またひまわり 9 号の運用引継ぎについて、ひまわり 9 号の衛星メーカー及び現行運用事業者から、ひまわり 9 号の運用訓練等の支援を受けることができる。

加えて S P C は、既存アンテナ等を使用する場合、現行運用事業者からの情報提供を受けることができる。

(12) 附帯事業を実施する場合の条件

S P C は、附帯事業を行うことができるものとする。

附帯事業は、本事業（特定事業）からは分離し、民間事業者自らの責任及び費用負担において実施するものであり、附帯事業に伴うリスクを国等及び本事業に及ぼさないよう実施することを求める。

附帯事業は要求水準として求める事項ではないため第二次審査資料において提案がない場合であっても欠格となるものではない。また、附帯事業の提案の有無や内容を第二次審査の加算点項目審査の対象とすることは想定していない。

なお、附帯事業自体の事業性やリスク等によっては提案内容の取り下げや変更を求めることがある。

(13) 遵守すべき法令等

S P Cは、以下に列挙するもののほか、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守することとする。

- ① 建築基準法（昭和 52 年法律第 201 号）
- ② 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ③ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ④ 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ⑤ Radio Regulations（無線通信規則）
- ⑥ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- ⑦ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑧ 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）

(14) 事業期間終了時の措置

S P Cは、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業期間が終了する時点においても、地上施設を要求水準書に示す状態に保持していかなければならない。

2. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

国等は、本事業を P F I 事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認められる場合に、本事業を P F I 法第 7 条に基づき、同法第 2 条第 4 項に定める選定事業とする。

(2) 選定結果の公表

国等は、本事業をPFI法第2条第4項に定める選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、気象庁のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

国等は、本事業を選定事業とした場合、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）を広く公募し、P F I 事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで落札者を決定するものとする。

本事業は、地上施設の整備、維持管理、運用の各業務において、民間のノウハウ、創意工夫等を活用した効率的・効果的なサービスの提供を求めるものであることから、落札者の決定にあたっては、サービスの対価の額に加え、各業務に関する能力等を総合的に評価しうる手法として、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6 第 2 項及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 91 条第 2 項に基づき総合評価落札方式を採用する予定である。

また、本事業は 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び 2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の対象であり、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和 55 年政令第 300 号）が適用される。

2. 落札者の決定手順及び決定方法

国等は、以下の手順により落札者を決定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

（1）有識者等委員会の設置

国等は、本事業に関する有識者等からなる委員会（以下「有識者等委員会」という。）を設置し、審査資料に関する評価基準（以下「事業者選定基準」という。）及び評価内容等についての意見を聞くこととする。なお、有識者等委員会の構成員は入札公告時に示す。

（2）入札公告

国等は、特定事業の選定を行った場合は、本事業の入札公告を官報に掲載するとともに、入札公告後直ちに入札説明書等を掲示、気象庁のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

（3）質問受付

国等は、入札説明書等に記載の内容についての質問を受け付ける。質

問受付の方法等は、入札公告時に示す。

(4) 質問回答の公表

国等は、入札説明書等に記載の内容に関する質問及び質問に対する回答を、気象庁のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。なお、質問の内容が質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問については、公表しない場合がある。

(5) 第一次審査資料の受付

応募者は、入札説明書等に定めるところにより、参加表明書及び第一次審査に必要な資料を提出する。

(6) 第一次審査及び審査結果の通知

国等は、応募者を対象に第二次審査資料提出資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。第二次審査資料提出資格があると認められた応募者（以下、「入札参加者」という。）は、第二次審査資料を提出することができる。

(7) 競争的対話

国等は、入札参加者との意思の疎通を図り、入札参加者が国等の意図に合致した提案を作成できるよう、提案書作成に関する質問回答を行うことを予定している。

(8) 第二次審査資料の受付

入札参加者は、入札説明書等に定めるところにより、第二次審査資料及び入札価格を提出する。

(9) ヒアリング

国等は、入札参加者を対象に、必要に応じて第二次審査資料の内容についてヒアリングを行う。

(10) 第二次審査及び落札者の決定

① 審査の内容

国等は、入札参加者が提出する第二次審査資料について、以下の事

項について総合的に審査を行う予定である。なお、具体的な事業者選定基準は、入札公告時に示す。

- ・ 総合的なコスト
- ・ 地上施設の整備等業務に関する提案内容
- ・ 地上施設の維持管理等業務に関する提案内容
- ・ 本事業衛星の運用業務に関する提案内容
- ・ 事業実施能力、経営計画及び資金調達計画

② 落札者の決定

国等は、第二次審査資料を提出した者を対象に、有識者等委員会における審議の結果を踏まえ、入札価格及び第二次審査資料を総合的に評価し、落札者を決定する。

(11) 審査結果の公表

国等は、審査結果（第一次審査結果を含む。）及び入札結果について、入札参加者に通知するとともに、気象庁のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(12) 基本協定・事業契約の締結

① 基本協定の締結

国等は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

② 特別目的会社の設立

落札者は、基本協定の定めるところにより、事業契約の締結までに、本事業の遂行のみを目的とした会社法に定められる株式会社を設立する。

③ 事業契約の締結

国等は、基本協定締結後、落札者からの提案に基づき、事業内容等について調整を行った後、S P Cとの間で事業契約を締結する。

(13) 特定事業の選定の取り消し

国等は、民間事業者の募集、評価、選定に係る過程において、応募者がいない場合、あるいは本事業をP F Iにより実施することが適当で

ないと判断した場合は、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すものとする。この場合、国等は、この旨を速やかに公表するものとする。

(14) 提出書類の取扱い

応募者の提出書類（第一次審査資料及び第二次審査資料をいう。以下同じ。）の取扱いは以下のとおりとする。

① 著作権

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、公表、展示その他国等が本事業に関して必要と認める範囲において、国等は、これを無償で使用するものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているシステム等を使用した結果生じる責任は、応募者が負う。

③ 資料の公開について

国等は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者の提出書類（決定に至らなかった応募者からのものを含む。）の一部を公開する場合がある。なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができるなど公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については各応募者と協議する。

3. 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、③に掲げる業務等を実施する予定の企業によって構成される1社又は複数のグループ（以下まとめて「応募グループ」という。）とする。応募グループのうち、SPCに出資を行い、かつ応募手続きを行う企業を「代表企業」として定める。なお、応募グループは、代表企業のほか「構成員」（応募グループを構成する企業のうち代表企業以外の企業であって、SPCに出資を行う企業をいう。以下同じ。）、及び「協力会社」（応募グループを構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。）から構成される。
- ② SPCの株主は以下の要件を満たすこととする。
- (ア) 代表企業及び構成員である株主がSPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
 - (イ) 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
 - (ウ) SPCの株主は、原則として事業期間終了時点までSPCの株式を保有することとし、国等の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行なわないこと。
- ③ 応募者は、応募にあたり、代表企業、構成員及び協力会社を明らかにする。また、SPCからの受託又は請負により代表企業、構成員又は協力会社が以下の業務に携わることを予定している場合には、応募者はその旨を明らかにする。

- (ア) 地上施設の整備等に関する業務
- (イ) 地上施設の維持管理等に関する業務
- (ウ) 本事業衛星の運用に関する業務

なお、代表企業、構成員又は協力会社のうち一者が、上記の複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。また、各業務を、代表企業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えない。

- ④ 代表企業、構成員又は協力会社の変更は原則として認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国等と協議するものとし、国等はその事情を検討のうえ、国等が認めた場合はこの限りではない。
- ⑤ 代表企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認めない。
- ⑥ 代表企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認めない。ただし、当該応募者の協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力会社である場合を除く。
- ⑦ 上記⑥の「資本関係」又は「人的関係」のある者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(A) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（B）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（B）において同じ。）の関係にある場合。

(B) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(A) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- A) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- B) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- C) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- D) 組合（共同企業体等を含む。以下同じ。）の理事
- E) その他の業務を執行する者であって、A) からD) までに掲げる者に準ずる者
- (B) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (C) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - 組合とその組合構成員の関係にある場合。その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（２）応募者の参加資格要件

- ① 代表企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件
 - 代表企業、構成員又は協力会社は、以下の要件を満たすこと。
 - (ア) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

- (ウ) 入札資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (エ) 国が本事業に関する検討を委託した株式会社日本総合研究所（同協力事務所として西村あさひ法律事務所）及び PwC アドバイザリー合同会社又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係において関連のある者でないこと。
- (オ) 国等が別途実施している「次期静止気象衛星の製作等業務請負」及び「静止地球環境観測衛星（ひまわり 8 号及び 9 号）の製造等業務請負」を受注した事業者又は当該事業者と資本関係若しくは人的関係において関連のある者でないこと。ただし、第 1 1.（5）に定める各業務の一部に関して、S P C が当該事業者から物品を調達し、当該物品に係る保守等の業務を委託する場合、当該事業者は代表企業、構成員又は協力会社とはならない。
- (カ) 2.（1）に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。
- (キ) P F I 法第 9 条に定めのある、欠格事由に該当しない者であること。
- (ク) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

なお、外国法人においては、上記(ア)及び(イ)について、その適用法令において同等の要件を満たしていると国が確認できることが必要である。

② 本事業衛星の運用を行う企業の参加資格要件

本事業衛星の運用に関する業務に携わる企業（以下「運用企業」という。）は、代表企業又は構成員でなければならない。

運用企業は以下の要件を満たすこと。

- (ア) 本事業衛星の運用開始時点において、電波法第 39 条に定める無線設備の操作を行うことができる無線従事者が必要数在籍していること。
- (イ) 静止衛星について次の運用経験を全て満たすこと。
ただし、静止衛星は必ずしも気象衛星である必要はなく、運用経験に追跡管制の経験は含まない。

- ・少なくとも1機以上の静止衛星について、軌道上試験終了から軌道外投棄までの運用経験を有すること。

- ・延べ15〔年・機〕以上の静止衛星運用経験を有すること。

※運用実績単位の〔年・機〕について

1機の衛星を1年間運用したときを1〔年・機〕と定義する。

例えば、2機の衛星を15年間運用した場合は15年×2機=30〔年・機〕の実績となる。

(ウ) 令和5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」又は「B」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

また、入札参加者は、第二次審査開始までに令和7・8・9年度競争参加資格を取得することを要件とする。

③ 地上施設の建設を行う企業の要件

S P Cが地上施設を新たに建設する場合においては、当該年度における有効な国土交通省競争参加資格又は気象庁一般競争参加資格において、「建築工事業」の「A」又は「B」等級に格付けされた競争参加資格を有する者に建設工事を行わせること。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. S P Cの責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、国等とS P Cのリスク管理能力に応じて、適正にリスクを分担することにより、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より安定的かつ質の高いサービスの実現を目指すものである。

(2) 想定されるリスクと責任分担

国等とS P Cの責任分担は、原則としてリスク分担表（資料－Ⅲ）による。具体的な詳細事項については、実施方針に関する意見の結果等を踏まえ、入札公告時に示す。

ただし、当該リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更等を行うことがある。なお、リスク分担の変更の可否については、実施方針に関する質問等に対する回答において示すものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

国等又はS P Cのいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額を負担することとする。

また、いずれかの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、国等及びS P Cが共同又は分担して負担することとし、その負担方法については、リスク分担表によるほか、詳細を入札公告時に事業契約書（案）において示す。

なお、国等及びS P Cは、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

2. S P Cの責任の履行確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

国等は、事業契約に基づいてS P Cが実施する本業務の履行を確保するため、次の①から③までのいずれかの方法による事業契約の保証

を求めることを予定している。

- ① 会計法第 29 条の 9 第 1 項に基づく契約保証金の納付
- ② 会計法第 29 条の 9 第 2 項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供
 - ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国等が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- ③ 会計法第 29 条の 9 第 1 項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供
 - 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、地上施設の整備等業務の実施に相当する額の 10 分の 1 以上とする。

（２）実施状況の監視等

国等は、ＳＰＣが事業契約書等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するために、代表企業、構成員及び協力会社とＳＰＣとの間の契約内容、ＳＰＣの財務状況、本事業の実施状況について監視を行う。

（３）支払いの減額等

国等は、監視の結果に基づき、ＳＰＣの責めに帰すべき事由により事業契約書に定められた債務を履行していない又は業務の実施状況が要求水準に達していないことが明らかになった場合には、業務実施内容の改善・復旧計画の提出及び実施、当該業務に携わる代表企業、構成員及び協力会社の変更等を求めるほか、業務の実施状況に応じてサービス対価を減額することができる。

国等は、サービス対価の支払い前に、上記の監視の結果に基づき、会計法第29条の11第2項及び予決令第101条の4から第101条の9までに定める検査を行う。

（４）地上施設等の変更

事業期間中に、社会情勢等に応じ、地上施設及び運用内容等の変更が必要になった場合には、国等とＳＰＣは、事業目的に示した機能の確保

の方策等について協議を行う。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 地上施設の立地に関する事項

国は、本事業を実施するための地上施設の立地場所として、埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 1440-1 に事業実施用地を確保することとしている。具体的な土地の諸元については、入札公告時に示す。

民間事業者の自主的な提案により国が確保する事業実施用地以外に地上施設を整備する場合は、原則として民間事業者が要求水準書の条件を満たす事業実施用地及び建物を自ら確保すること。ただし、事業期間終了時点まで本事業を実施するために必要な使用権原が確保されることを条件として、賃貸借によることもできる。

2. 地上施設の規模に関する事項

S P C は、要求水準書に示された本事業衛星の諸元並びに地上施設の要件に留意するものとする。これらのほか、地上施設の整備等に必要となる詳細な条件については、入札公告時に示す。

3. 土地に関する事項

国は、事業期間終了時点まで、選定事業の用に供するため、S P C からの求めに応じ国有財産である事業実施用地を一括してS P C に無償で貸し付けることを予定している。

4. 既存アンテナ等に関する事項

民間事業者の提案により、本事業での使用を認める既存アンテナ等の条件については、「既存アンテナ等の使用について」(本資料別紙ー1)に示す。

第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

国等が入札手続きにおいて配布した一切の資料又は当該資料に係る質問回答書、入札参加者から提案された事業計画、国等と落札者との間で締結された基本協定又は事業契約等の解釈について疑義が生じた場合は、国等とSPCは、誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

協議の方法や解決の手順等については、事業契約書において定める。

2. 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書に定める事由ごとに、国等又はS P Cの責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

1. の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約書に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

(1) S P Cの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① S P Cの提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合その他事業契約書で定めるS P Cの責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、国等はS P Cに対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求めることができる。また、S P Cが当該期間内に修復することができなかった場合は、国等は事業契約を解除することができる。
- ② S P Cの財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約書に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、国等は事業契約を解除することができる。
- ③ ①又は②の規定により国等が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、国等はS P Cに対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができる。

(2) 国等の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 国等の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、S P Cは事業契約を解除できる。
- ② ①の規定によりS P Cが事業契約を解除した場合は、事業契約書

に定めるところに従い、S P Cは国等に対して、損害賠償の請求等を行うことができる。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力その他国等又はS P Cの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、国等とS P Cは、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に①の協議が整わないときは、国等又はS P Cは、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができる。
- ③ ②の規定により国等又はS P Cが事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、国等又はS P Cは損害賠償の請求等を行うことができる。
- ④ 不可抗力の定義については、入札公告時に示す。

3. 融資機関又は融資団と国等との協議

国等は、本事業の安定的な継続を図るために、必要に応じて、一定の事項について、あらかじめS P Cに本事業に関して資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

S P Cが本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、国等は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、国等は検討を行う。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

S P Cが本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国等はこれらの支援をS P Cが受けることができるように努める。

3. その他の措置及び支援に関する事項

国等は、S P Cが本事業を実施するにあたり必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、国等とS P Cで協議する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 本事業に関連する事項

(1) 本事業の実施に関して使用する言語

本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

(2) 提出書類の作成等に係る費用

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

(3) 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表

① 受付期間

令和6年11月1日（金）公表後から

令和6年11月29日（金）17：00まで（必着）

② 提出方法

実施方針に関する質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、質問・意見書（様式1、2）に記入し、電子メールにより提出すること。

なお、質問・意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

Microsoft Excel で作成した質問書及び意見書に関する電子ファイルを電子メールに添付して送付すること。電子ファイルの名称については、当該電子ファイル名の最後に「(会社名)」を追記することとし、電子メールの件名を質問の場合は「【静止気象衛星】実施方針質問（会社名）」、意見の場合は「【静止気象衛星】実施方針意見（会社名）」とすること。電子メールにより提出した後、電話により担当部局に着信を確認すること。

③ 提出先

気象庁情報基盤部気象衛星課

住所 〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

電話 03-6758-3900（代表）内線3323

メールアドレス himawari10pfi@met.kishou.go.jp

（質問書送付時は添付ファイルを含め3MB以内とすること）

なお、実施方針の内容について、電話での直接回答は行わない。

④ 回答方法

国等は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、実施方針に関する質問及び質問に対する回答を、⑤の予定日に、気象庁のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。(公平を期すため、質問を提出した者への直接回答は行わない。)

⑤ 回答公表予定日

令和6年12月27日(金)

(4) 意見に対するヒアリング

(3)で受け付けた実施方針に関する意見のうち、国等が必要と判断した意見については、意見を提出した者と直接ヒアリングを行う場合がある。

(5) 実施方針の変更

国等は、(3)で受け付けた実施方針に関する意見の結果等を踏まえ、PFI法第7条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

国等は、実施方針の変更を行った場合は、気象庁のホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

※(3)～(5)の手続きについては、気象庁が代表して行う。

2. 今後のスケジュール(予定)

実施方針公表後のスケジュールは、以下のとおり想定している。
詳細については、入札公告時に示す。

令和7年	2月頃	特定事業の選定
令和7年	2月頃	入札公告
令和7年	4月頃	第一次審査資料の受付
令和7年	5月頃	第一次審査結果の通知
令和7年	6月頃	競争的対話の実施

令和 7 年	7 月頃	第二次審査資料の受付
令和 7 年	9 月頃	落札者の決定
令和 7 年	10 月頃	基本協定の締結
令和 7 年	11 月頃	事業契約の締結
令和 11 年	6 月 1 日	「ひまわり 10 号」の運用開始
令和 12 年	4 月 1 日	「ひまわり 9 号」の本事業での運用開始
令和 26 年	3 月末	事業契約の終了

3. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。
気象庁のホームページ

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/pfi/satope10/index.html>)